

電気関係報告規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募手続の結果について

令和7年11月20日
経済産業省
産業保安・安全グループ
電力安全課

経済産業省では、電気関係報告規則の一部を改正する省令等の一部改正について、令和7年9月26日から同年10月25日まで意見公募手続を実施しました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも電力保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募 集 期 間 : 令和7年9月26日（金）～令和7年10月25日（土）
- ・ 告 知 方 法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・ 意見提出方法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送又は電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出件数：2件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方

別紙のとおり

4. お問合せ先

経済産業省 産業保安・安全グループ 電力安全課
電話番号：03-3501-1742

提出意見及び提出意見に対する考え方

<p>1</p> <p>1. 今回の改正は事業用電気工作物と小規模事業用電気工作物に設置される蓄電池で20kWh超のものを事故報告の「主要電気工作物の破損事故」の報告対象に追加されるものですが、一般用電気工作物に20kWh超の蓄電池を設置した場合の行政庁への手続きが現状、整備されていないが、この場合は規制対象としないのか。</p> <p>同じ20kWh超の蓄電池を電気工作物の設置する場所によって規制対象になるものと規制対象外になるものに分けられるのは不公平になる。現状、一般用電気工作物に設置される蓄電池設備の容量に規制がない。</p> <p>2. 報告対象となる蓄電池がどのようなものまで対象となるのか明確にしていきたい、例えば機器に内蔵されているものも含まれるのか。具体的に例示していただきたい。</p> <p>今回の規制対象となる蓄電池設備を定義していただきたい。例えば、非常時に使用される非常用予備発電装置の始動用の蓄電池は対象となるのか。また、UPS等は含まれるのか。具体的に例示していただき事故報告の対象設備となるものをQ&Aに示していただきたい。</p> <p>3. 容量20kWhを超える蓄電池とありますが20kWhはどこの出力で算定されるのか明確にしていきたい。蓄電所の出力の算定の定義が定められていないため、各監督部によって取扱いが異なっている、Q&A等に明確にしていきたい</p> <p>蓄電所の出力の算定方法を明確にしていきたい。高圧受電の蓄電所は電力側への出力は2000kW未満となっていますが、蓄電所の出力としては蓄電池側の出力で算定されており、実際の運用</p>	<p>1. 電気関係報告規則第3条又は第3条の2において報告義務を課しているのは、電気事業者、自家用電気工作物を設置する者又は小規模事業用電気工作物を設置する者であり、対象とする者は今回の改正に伴い変更するものではありません。なお、一般家庭等が所有する通常、市場で一般消費者に販売されている製品において重大製品事故が発生した場合、製品の製造事業者又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、知ったときから10日以内に、内閣総理大臣に報告しなければならないと承知しております。</p> <p>2. 報告対象から除く「専ら非常用の電力貯蔵装置」とは、電気設備の技術基準の解釈の解説第44条に規定されているとおり、非常用若しくは起動用等のバックアップ電源として用いるもの又はCVCF装置など常時フローティング状態で使用されていても、目的が電源の事故停止又は瞬時電圧低下に備える機能のみを持つ電力貯蔵装置を指します。そのため、負荷平準化や受電又は発電電力の平準化等を目的として、電力を一時的に貯蔵し、必要に応じて負荷に供給する機能を持つ電力貯蔵装置は「専ら非常用の電力貯蔵装置」に該当しないため報告対象となります。報告対象とする電力貯蔵装置については、経済産業省のホームページで公表することを含め、分かりやすい形で広報することを検討してまいります。</p> <p>3. 御指摘の点については、経済産業省のホームページで公表することを含め、分かりやすい形で広報することを検討してまいります。</p>
--	--

	出力と蓄電所の出力に乖離がある。逆変換装置の出力で算定されるのが分かりやすい。	
2	<p>今回の規則改正により、容量20kWhを超える蓄電池が事故報告の対象に追加されることは、事故防止・安全確保の観点から重要であり、賛同いたします。</p> <p>しかしながら、事故報告の趣旨を徹底するためには、規則を更に改正し、容量20kWh以下の蓄電池設備についても対象に含めるか、少なくとも同等程度の代替策を講じるべきと考えます。これが本意見の第一の主張です。</p> <p>例えば家庭用の蓄電池設備は普及が急速に進んでおり、設置後の適切なメンテナンスが十分に行われない場合も想定されます。そのため、火災・感電・過熱等の事故が将来的に多発する可能性が高く、制度的な空白を放置すべきではありません。</p> <p>もっとも、設置事業者等が蓄電池設備の事故を網羅的に把握することは実務上困難であるため、以下のような代替的仕組みを検討すべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 蓄電池設備の設置届出の義務化 設置時に、管区消防署および経済産業省（各地方局等）への届出を義務付ける。 届出情報のデータベース化 届出情報を一元的に管理し、消防機関が火災等の通報時に当該建物に蓄電池設備が存在するかを即時に把握できるようにする。 事故情報の蓄積と政策活用 火災調査等において、設備が事故原因に関与した場合には、消防署においてその情報をデータベースに入力することで、事故報告と同等程度のもので代えることが可能となる。これにより、小規模な蓄電池設備に 	<p>電気関係報告規則第3条又は第3条の2において報告義務を課しているのは、電気事業者、自家用電気工作物を設置する者又は小規模事業用電気工作物を設置する者であり、対象とする者は今回の改正に伴い変更するものではありません。なお、一般家庭等が所有する通常、市場で一般消費者に販売されている製品において重大製品事故が発生した場合、製品の製造事業者又は輸入事業者は、その製造又は輸入に係る製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、知ったときから10日以内に、内閣総理大臣に報告しなければならないと承知しております。</p> <p>また、電気事業法第48条に基づき工事計画の事前届出が必要な発電所・蓄電所・変電所・需要設備の設置工事において、電力貯蔵装置を設置する場合は届出の対象としております。</p> <p>その他いただいた御意見については、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>

<p>関する事故情報が体系的に蓄積され、今後の原因調査、長期にわたってメンテナンスがなされなかった小規模蓄電池設備の状況把握、その他政策決定に資するエビデンスが確保される。</p> <p>この仕組みによって、</p> <ul style="list-style-type: none">- 消防活動の安全性向上- 小規模蓄電池設備に関する事故情報の網羅的把握- 政策形成に資するデータ基盤の整備 <p>が実現できると考えます。</p> <p>したがって、今回の規則改正を評価しつつ、将来的には蓄電池設備についても事故情報収集の仕組みを導入する方向で、規則の更なる改正または代替制度の整備を強く要望いたします。</p>	
--	--